

平成25年2月20日

いわゆる「脱法ドラッグ」の通信販売サイトに対する 特定商取引法に基づく集中的な取締りについて

消費者庁は、いわゆる「脱法ドラッグ」の通信販売サイトのうち、特定商取引法上の表示義務に違反しているおそれのあるサイトの運営業者に対し、表示の是正を要請しました。

また、当該通信販売サイトについてインターネット接続サービスを提供するインターネット接続業者に対し、当該接続サービスの提供停止等の措置を講ずるよう協力要請を行いました。

消費者庁は、平成25年1月から、いわゆる「脱法ドラッグ」の通信販売サイト（以下「通販サイト」という。）に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）の規定に基づく集中的な取締りを実施しました。

具体的には、当庁が選定した通販サイト181サイトを調査し、そのうち特定商取引法上の表示義務（事業者名、住所、電話番号等の表示義務）に違反しているおそれがあると認められたもの（142サイト）について、その運営業者に対して、

- ① 特定商取引法上の規定に違反しているおそれがある部分については是正すること
- ② 当庁からの要請後1か月を経過してもなお是正が確認できない場合は、通販サイトのURLや運営業者名等を公表する可能性があること

を通知しました。

また、上記通販サイトについてインターネット接続サービスを提供するインターネット接続業者（25業者）に対して、

- ③ 上記①及び②の内容の通知を通販サイト運営業者に対して行ったこと
- ④ 消費者トラブルを防止するため、インターネット接続サービスの提供停止（サイトの削除）等の措置を講ずる旨の協力要請

を行いました。

今回の調査により181サイト中142サイト（約78%）に特定商取引法違反のおそれが確認されたところ、その大部分が事業者名や住所、電話番号等の連絡先の欠落に係るものでした。

このことから、通販サイト運営業者は、自らを特定する情報を極力隠して、通信販売というツールを利用していることがうかがえます。

当庁としては、今後とも、こうした問題のある取引に通信販売が利用されることを防ぎ、適切な通信販売に係る取引の確保を図るため、特定商取引法を厳正に執行してまいります。

(参考) 今回の調査により確認された特定商取引法違反のおそれがある事項

内容	具体例	該当条文	件数 (重複あり)
代表者名の欠落	表示が全くない、姓のみである	特定商取引法 第11条第5号	97件
事業者名の欠落	表示が全くない	特定商取引法 第11条第5号	96件
住所の欠落	表示が全くない、住所が丁目までなど途中である	特定商取引法 第11条第5号	65件
電話番号の欠落	表示が全くない、000-0000-0000と明らかに虚偽の表示	特定商取引法 第11条第5号	37件
返品特約の欠落	最終申込画面に返品特約の表示が全くない	特定商取引法 第11条第4号	18件
支払時期の欠落	表示が全くない	特定商取引法 第11条第2号	10件
引渡時期の欠落	表示が全くない	特定商取引法 第11条第3号	6件
その他の負担(代引手数料等)の欠落	代引手数料はかかるが料金が不明	特定商取引法 第11条第5号	3件
支払方法の欠落	表示が全くない	特定商取引法 第11条第2号	2件
送料の欠落	表示が全くない	特定商取引法 第11条第1号	2件
確認・訂正の機会の欠落	最終申込画面に表示が全くない	特定商取引法 第14条第1項	2件

【本報道発表の内容自体に関するお問合せ先】

消費者庁取引対策課 電話 03-3507-8800

【特定商取引法上の表示義務（事業者名、住所、電話番号等の表示義務）違反のおそれのあるいわゆる「脱法ドラッグ」の通信販売サイトに関する御相談窓口】

消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を執行している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御相談ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373